

## 委託スクールバス設置基準

項目	設置基準
車両	・中型車両3台（長さ9m以内、高さ3.5m以内、幅2.5m以内）
座席数	① 中型車両27席（運転席含む、補助席を含まない）以上1台 ② 中型車両22席（運転席含む、補助席を含まない）以上2台 ※②はマイクロバスでの運行も可 ※補助席は設置してもよいが、出来るだけ少なくすることが望ましい ※つり革等不可
シート	○チャイルドシートが取り付けられること（補助席除く） ○シートベルトを有していること（補助席除く） ○個別タイプで、ヘッドレスト付きが望ましい
冷暖房装置	完備車とする
通信装置	携帯電話機を搭載すること
置き去り防止用安全装置	○国土交通省作成の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に示された基準を契約開始日時点で満たしている製品を搭載すること ○こども家庭庁作成の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載されている製品を選定することが望ましい
窓	防災カーテン又は遮光フィルムを貼付することが望ましい
換気扇	天井の前後に各1基あることが望ましい
その他設備	時計・温度計・ラジオその他法令上必要とする設備のほか、児童生徒の実態に応じて、安全運行・衛生管理に必要な設備を設置する
その他	○スクールバスにふさわしいカラーとすること ○車両の両側に学校名「群馬県立館林特別支援学校」（一見して分かるサイズ）を表示する。また、車両のスクールバスマークを規定枚数表示する。 ○車両取得後、速やかにカラーの全景写真（ナンバーが確認出来るもの）及び自動車車検証の写しを提出すること ○事業用ナンバーを取得したバスであること ○故障頻度の少ない程度の良いバスであること ○非常口があること（30人乗り未満の車両以上の場合は不要） ○荷物を置く棚等があることが望ましい